

触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題

研究分担者 更生保護法人 日本更生保護協会 常務理事・事務局長 清水 義恵

I 研究目的

刑務所の受刑者及び少年院在院者の中で知的障害を有する人たちの社会福祉による地域生活支援への移行に関し、更生保護の分野として、仮釈放及び生活環境の調整並びに更生保護施設の機能がどのような課題を有し、またどのようにして役割を果たしうるかを実務的に検討しようとするものである。

II 研究方法

更生保護施設における知的障害のある受刑者等の受け入れと社会福祉への移行に関し、その実態を数量的にかつ関係者のヒアリングを通じて把握し、その問題点を整理する。

また更生保護施設関係者の知的障害者支援施設の視察・交流等を行い、その知見に学ぶことで更生保護施設としての取り組みの幅を広げる。

III 研究結果及び考察

1 更生保護の概要

(1) 更生保護の業務概要

更生保護の役割は、犯罪や非行をした人たちが再び過ちを犯さないよう、遵守事項の遵守という枠組みを設けながら、社会内において必要な指導監督、補導援護等を行い、その円滑な社会復帰、社会的自立を助けることにある。

その役割は主として次の4つの柱から成っている。

- A 矯正施設からの仮釈放による社会内処遇への円滑な移行
- B その社会内への円滑な移行のために行う帰住先の確保等の生活環境の調整
- C 社会内処遇の措置として実施される保護観察
- D 保護観察の対象とならない刑務所満期釈放者等の更生緊急保護

本稿では業務の詳細には言及せず、知的障害のある受刑者、少年院在院者、保護観察対象者等の地域支援への移行、連携という観点から更生保護の現状と課題を考えるという目的に沿って、上記のAからDの4つの局面を柱として検討する。

(2) 更生保護の機関及び実務に当たる従事者等

更生保護の実務を担う機関は、上記の仮釈放に関する調査、審理、決定等を担う地方更生保護委員会並びに保護観察や環境調整、更生緊急保護の実施に当たる保護観察所がある。地方更生保護委員会には委員が置かれていて、3人の合議体を構成して仮釈放の審理、決定を行う。また保護観察官が配置されており、仮釈放の審理のための調査を行うとともに、仮釈放の帰住地等の調整にも関わる。保護観察所には保護観察官及び社会復帰調整官が配置されているほか、法務大臣から任命される民間のボランティアである保護司が地域ごとに配置されている。保護観察官は上記の保護観察所の所掌業務に従事し、社会復帰調整官（原則としてPSWから採用）は医療観察に関する業務に従事する。保護司は保護観察や生活環境の調整等の活動に従事することとされており、公的な権限に関わるが、その本質は地域において隣人的支援という立場を生かして関わることにある。

(3) 地方公共団体の関わり

上記のとおり、国の機関及び個人として国の任命を受けてその権限に関わる保護司が更生保護に従事するが、地方公共団体についてはその事務として所掌されるものは制度上ない。

ただし、後述する更生保護事業については、更生保護事業法（平成7年法律第816号）により国と同様に地方公共団体も営むことができることとされているが地方公共団体が自ら更生保護事業を営んでいる例は存在しない。

(4) 更生保護法人

更生保護の従事者として大きな存在であり、欠くことのできない役割を担っているのが更生保護法人である。更生保護事業が民間の篤志的な事業として創設されたという精神的なルーツも含めた歴史的な経緯は社会福祉事業と共通したものがあり、実際にも篤志の創業者でそれぞれに共通して関わった人物が少ない。

更生保護は社会内処遇として地域社会に生活基盤を得ながら自立、社会復帰することを支援するのが基本的な機能である。その生活基盤となるのは、住居、仕事、適切な人的関係（保護者等）と精神的支えである。

犯罪前歴があることによってその生活基盤を喪失している者は多く、それを確保することがなければ社会復帰支援は困難である。更生保護法人は民間の立場でこのようなニーズに対応し、更生保護事業法に定める更生保護事業を実施する法人である。

更生保護事業法において定められている更生保護事業は、「継続保護事業」「一時保護事業」「連絡助成事業」の3つがある。

このうち継続保護事業は、仮釈放等により保護観察に付されている者や満期釈放者等で保護を必要としているものを「更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊所を供与し、教養、訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に必要な生活指導を行い、環境の改善又は調整を図る等その更生に必要な保護を行う事業」である。

また一時保護事業は、上記の仮釈放等により保護観察に付された者に対し、「帰住をあっせんし、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その更生に必要な保護を行う事業（継続保護事業として行うものを除く）」である。さらに連絡助成事業は、継続保護事業、一時保護事業その他の「更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業」である。

更生保護法人の設立及び事業の実施については国の認可を要する。更生保護法人は全国に163あるが、このうち継続保護事業のみを営む法人が98、一時保護事業及び連絡助成事業を営む法人が49、連絡助成事業のみを営む法人が15、すべての事業を営む法人が1となっている（平成18年4月1日現在）。

(5) 更生保護施設

前記(4)の更生保護事業のうち、社会復帰支援において最も重要な役割を担っているのは更生保護法人が営む継続保護事業であり、「更生保護施設」を設置して被保護者を宿泊させ、食事の給与、社会適応のための処遇プログラムの実施等の補導、就職の援助、生活自立に必要な知識・教養の訓練などを行っている。基本的にはこれらの処遇は保護観察所の委託によって実施されており、委託に要する経費は一人ひとりの委託実績に応じて支弁される。

全国に99の更生保護法人が営む101施設（ほとんどが1法人1施設で、2法人だけが2施設を設置し経営している）があり、総収容定員は2,274人（うち男子2,106人、女子168人—平成18年4月1日現在）である。

多くは20人定員で、職員の配置基準は委託費の積算上は4人であるが委託実績によって実際の配置や職員の待遇等は影響されるので配置基準や給与とについての実効性のある統一基準はない。その事業実績等は次の項において取り上げる。

更生保護施設は、歴史的に見ると戦前の司法保護事業法による刑余者保護を行う司法保護団体から、戦後の更生緊急保護法による更生保護会、そして現在の更生保護事業法による更生保護施設へと変遷してきているが、司法保護団体、更生保護会の時代には主として満期釈放者を保護の対象として社会福祉への橋渡し、何らかの保護や足がかりを得られるまでの過渡的で緊急的な保護を行う施設として位置づけられてきた。あくまでも社会福祉への橋渡しとして緊急的な保護を行うという性格の制度であった。これは戦後の制度創設時にGHQの意向として、収容して保護する施設が必要であれば一般の国民同様に生活保護施設などの社会福祉施設でまかなうべきであるとの主張があり、それとの妥協として、満期釈放者等について6か月以内の緊急措置として保護を行い、保護観察中の者については保護観察の指導監督や補導援護という社会復帰処遇の一環ではなく応急的な救護措置として保護するという制度設計がなされたものである。したがって更生保護施設の受け入れる被保護者も満期釈放者中心であり、刑事政策的な機能として仮釈放者などを受け入れ、施設内処遇から社会内処遇への移行を進める処遇施設には発展し難かった。

またこの経緯から、自己完結的に社会的な自立を支援する機能として成熟せず、一方で社会福祉につなぐ機能も、実務の運用において更生緊急保護の制度の枠での対応優先という議論が犯罪前歴者を避ける傾向とない交ぜになって定着し、社会福祉と更生保護の間の谷間を広げ、その谷間に置かれる対象者が生み出されてきたとも言える。

その後、社会経済情勢の変容や刑務所出所者を受け入れる親族等の環境が弱まったこと、仮釈放者の受け入れ処遇施設としての機能を高める努力が施設関係者の努力で進められたことなどの経緯を踏まえ、平成8年に現在の更生保護事業法が施行されるに至って刑事政策における処遇施設としての位置づけが明確にされた。緊急的な保護や応急的な保護ではなく、保護観察における補導援護を国から委託されて実施できる機能も認められている。

しかしながら、施設の職員体制や施設の規模、予算上の委託期間等の実態は従前とさして変わっておらず、特に高齢や障害のある被保護者を社会的自立にまで支援する機能は弱く、またそういっ

た被保護者を社会福祉の地域支援につなぐ仕組みが整備されていないという課題は依然としてある。高齢や障害を有する受刑者の増加が課題になっている現状において、更生保護施設が社会福祉事業を併せて営む方向に向かい、それだけの力量を備えることができるか、社会福祉施設が更生保護事業を併せて営む方向に向かうか、相互参入というそのいずれの考え方も制度、実態の両面から見ると言うべくして容易ではない。しかしながら実際の問題に即して、一人ひとりのケースに即して連携の実践例を積み重ね、そのスタディーを共有することで刑事政策と社会福祉の分野の連携策をさらに進めていくことはできるし、そこからの検討がまず必要であろう。

(6) 触法障害者の社会復帰支援と更生保護

本研究の知的障害のある矯正施設収容者を地域生活支援につなぐというテーマにおいて更生保護に関わる課題は、上記(1)に掲げたAの仮釈放の社会生活移行機能に対象者をのせていく運用、そして同BのAに先立って行う帰住先、引き受け先の生活環境の調整、次いでそれに引き続くCの仮釈放後の保護観察における社会福祉との連携支援機能であり、そのほか満期釈放者等についてはDの更生緊急保護の機能である。

またこれらに先立つ大切な機能は矯正施設における分類、あるいは知的障害者としての判定が、社会復帰あるいは地域生活支援ニーズの把握としてなされるところから始まらなければならないということもある。かつそのためには矯正処遇と社会福祉に共通した判定基準を構築する必要がある。しかしそれは現状において容易なことではない。対象となる受刑者にしてもそれ以前の社会生活において療育手帳の発給などの支援対象から疎外され、捜査や裁判段階でもそのような個別的ニーズは顧みられることなしに累犯者として受刑に至っている人たちが少なくないのであり、それを矯正施設の処遇の見直しから検討するというだけでは議論が始まらない。

それは更生保護施設においても後述するように同様で、今回の調査において知的障害の分類に属する人たちが少なからず受け入れていることが把握できたが、その知的障害の支援ニーズを見据えて受け入れたのではなく、就労を含めた通常な社会生活が可能なたちとして受け入れているのが大部分であると思われる。

この研究テーマが福祉サイドから提起されたことには大きな意義があるが、その意義を受け止めて上記の課題に取り組むためには、まず福祉サイドから支援モデルを示し、そこへつないでいく動きとして矯正施設、更生保護のA、B、Cの機能を立ち上げてみるのが実際のであろう。

特に少なからぬ知的障害の受刑者が、本人から引受人や適当な帰住先を申し出ることができず、また引受人、保護者などから忌避されている場合においては、Bの段階で更生保護施設の受け入れ調整が行われるのが一般であるが、社会生活適応能力を中心に受け入れの判断がなされている中では難しいこともある。もちろんかなりの障害を前提に更生保護施設が受け入れる場合もないではないが、委託期間に限度がある上、地域生活支援の専門的機能を有していない更生保護施設としてはその後の福祉施設との連携や移行が見込めない中で自己完結的な処遇の場としての受け入れ表明ができたいという現状がある。

そのためには、矯正施設入所当初において引き受け先がない対象者について、矯正施設の事例提起を受け、その地域支援を受け入れ得る福祉施設とBの生活環境の調整を担う保護観察所と更生保護施設、Aの仮釈放に乗せる準備調査を担う地方更生保護委員会とが支援カンファレンスを開催する試みが必要と考えられる。そういうスキームで障害者福祉の専門家が矯正と更生保護のプロセスに入っていくこと、あるいはそれを矯正施設や更生保護施設が受け入れるということ、それが本研

究の問題提起が福祉サイドからなされたことの意義でもあろう。

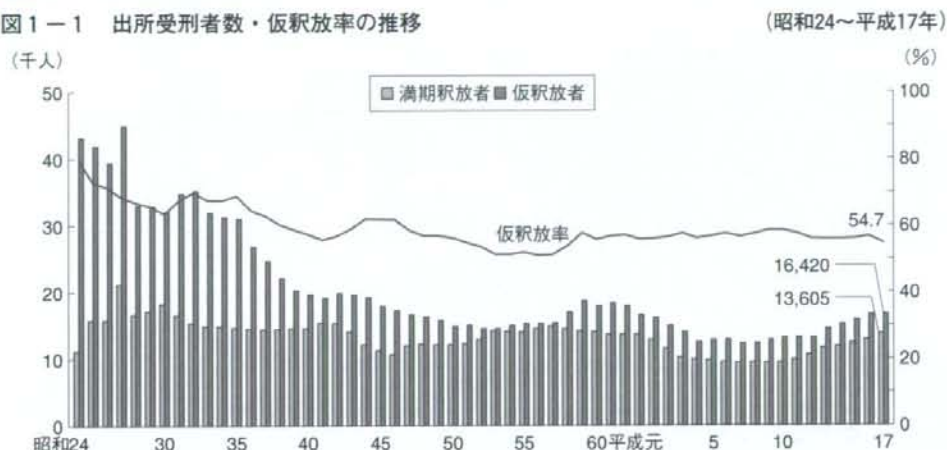
少なくとも更生保護施設において社会復帰、地域生活での自立支援まで見据えた処遇のあり方を検討し、構築していく重要な契機にもなると考えられる。

(7) 更生保護の実施対象

前記(1)により概観したところを数字によって以下確認しておくこととしたい（この項で使用する資料は断りがない限り『犯罪白書平成18年度版』法務省法務総合研究所によっている）。

① 仮釈放・満期釈放の人員

図1-1 出所受刑者数・仮釈放率の推移



注 1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。

受刑者の仮釈放による出所率はおおむね55%であり、仮釈放による出所人員は1万6,000人を超えている。

② 刑務所出所者の帰住地別の人員

図1-2 出所者の帰住予定地別構成比 (平成17年)

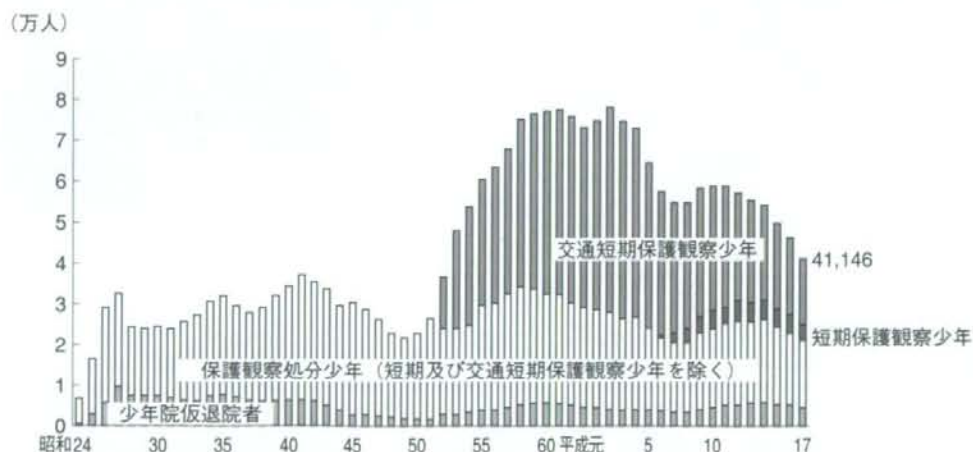


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「親族等のもと」は、配偶者、兄弟姉妹、知人、雇主及び社会福祉施設を含む。
 3 () 内は、実数である。
 4 総数及び入所回数別には、国際受刑者移送法(平成14年法律第66号)に基づいて国外に送出移送された12人を含む。

引き受け先がなく更生保護施設を帰住地とする者が満期釈放者で5%、仮釈放者で23.3%いる。更生保護施設があることで社会復帰の足がかりを得ている者が多数に上っていることを示しているものである。

③ 保護観察の人員

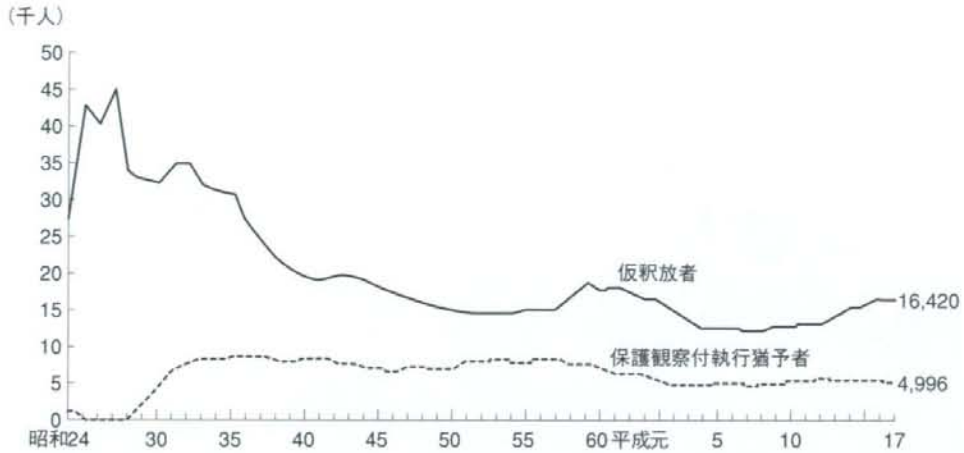
図1-3 少年の保護観察新規受理人員の推移 (昭和24年~平成17年)



注 法務統計年報及び保護統計年報による。

図1-4 保健観察新規受理人員の推移

(昭和24年～平成17年)



注 法務統計年報及び保護統計年報による。

④ 更生緊急保護措置別の人員

表1-1 援護等・更生緊急保護の措置の対象者種別別実施人員

(平成17年)

対象者の種別	保護観察所において直接行う保護					更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託
	総数	主な措置別人員				
		食事給与	衣料給与	医療給与	旅費支給	
援護等	4,125	452	367	11	412	6,079 (13)
仮釈放者	3,075	184	285	6	151	5,020 -
保護観察付執行猶予者	769	194	35	4	193	716 -
保護観察処分少年	117	35	6	1	35	88 (6)
少年院仮退院者	164	39	41	-	33	255 (7)
刑の執行停止	-	-	-	-	-	- -
更生緊急保護	9,111	1,458	485	12	1,677	3,879 -
刑の執行終了	5,340	699	219	10	821	2,189 -
刑の執行免除	-	-	-	-	-	- -
刑の執行猶予	1,873	352	127	1	417	909 -
起訴猶予	1,461	325	102	1	343	603 -
補導処分終了	-	-	-	-	-	- -
罰金・科料	275	62	21	-	75	81 -
労役場出場・仮出場	157	19	16	-	19	72 -
少年院退院・仮退院期間満了	5	1	-	-	2	25 -

- 注 1 保護統計年報による。
 2 複数の措置を受けた者は、それぞれについて計上している。
 3 「更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託」は、前年から委託中の人員を含む。
 4 () 内は、個人等に対する委託であり、内数である。

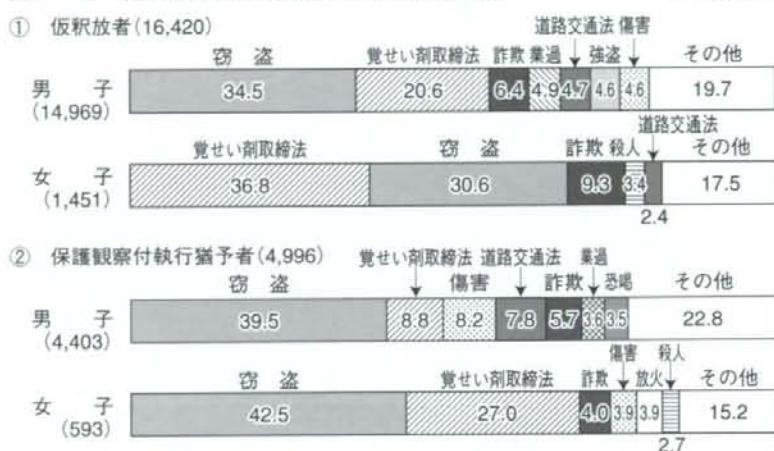
住居や引受人がないため「更生保護施設」に保護委託した人員は、年間で **9,958人** (右欄の計)

保護観察所が実施する更生緊急保護の支援メニューは一時保護であり、表のとおり限られている。

更生保護施設においては、近年酒害・薬害等の依存者に対する教育プログラムやSSTによる生活技能訓練、あるいは少年施設における保護者参加のキャンプなど、各種の処遇プログラムの導入が図られている。

⑤ 保護観察に付された者の罪名別人員

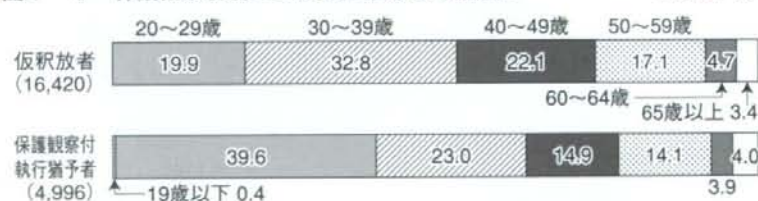
図1-5 保護観察新規受入れ人員の罪名別構成比 (平成17年)



注 1 保護統計年報による。
2 () 内は、実数である。

⑥ 同 年齢別人員 (高齢化)

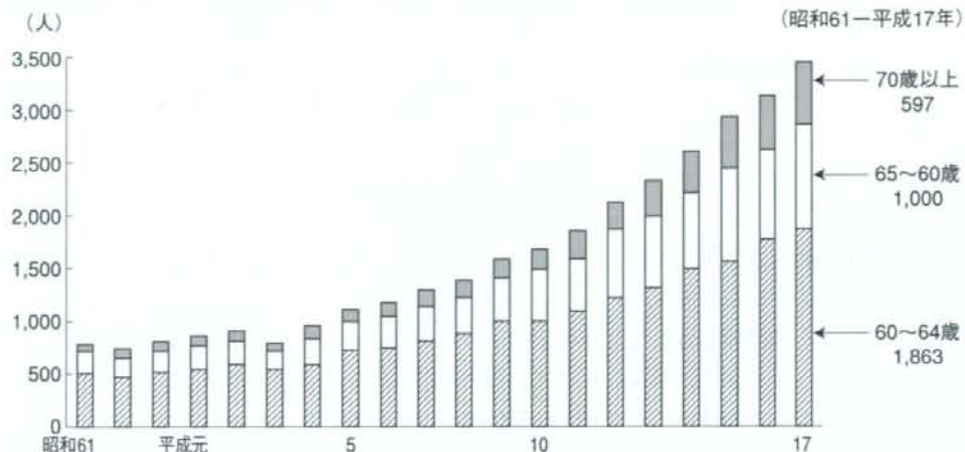
図1-6 保護観察新規受入れ人員の年齢層別構成比 (平成17年)



注 1 保護統計年報による。
2 () 内は、実数である。
3 仮釈放者のうち19歳以下の者は、いない。

仮釈放者のうち60歳以上の高齢者が約8%をしめる。

図1-7 60歳以上の新受刑者の年齢層別人員の推移



注 矯正統計年報による。

新受刑者においては60歳以上が約11%を占める。

2 更生保護と触法知的障害者との関わり

(1) サンプル調査（平成18年8月）

本項においては、平成18年9月中旬に全国の更生保護施設から退所した「479人」について、知能指数に関連付けて分析した。

その結果は「資料1」のとおりであるが概要を列記すると次のとおりである。

- ① 更生保護施設における知的障害者の受け入れについては相応の実績が認められる。I Q69以下の人たちが91人、20%に及んでいる。
- ② しかしながら、知的障害者としての判定に基づく支援プログラムは用意されておらず、またその面での福祉との連携の上に受け入れているものではないと考えられる（これについては後述の更生保護施設からのヒアリング調査結果により説明する）。
- ③ 抽出調査ではあるが、退所に引き続き福祉施設に計画的な移行がなされたケースは認められない（ただし高齢や身体障害などの事情で緊急対応として移行がなされた人が3人いる）。すなわち通常の就労が可能な人を受け入れるという範囲の対応であり、個々の知的能力や特性に応じた支援メニューを提供する受け入れではないというのが実情であろう。
そのことは言い換えれば、通常の就労が可能という心証が得られない障害者（より支援ニーズの高い障害者）は受け入れられていないことを意味している可能性が高い。
- ④ 更生保護施設が受け入れた人たちの中でI Q69以下の人たちについては次のような状況が認められる。
 - ・年齢は50歳以上が70%近く、60歳以上は30%に及ぶ。
 - ・刑務所入所歴では2人以上が60%に及び累犯化傾向が認められる。
 - ・刑務所出所時の所持金は60%の人たちが3万円以下。
 - ・半数以上に対し、刑務所収容中に受け入れ側の更生保護施設職員の面接がなされている。
 - ・更生保護施設退所時の就労率が低い。また就労の端緒としてはほとんどが協力雇用主への紹介であり、ハローワーク、情報誌は少ない。ほとんど単純技能労働。
 - ・自立退所の率が低い。

資料 1

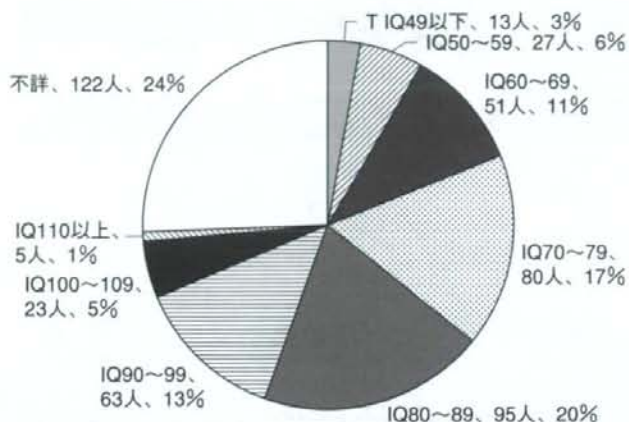
更生保護施設入所者の特性、就労及び退所の状況について（知能別内訳）

～平成18年9月に全国101の更生保護施設を退所した479人を対象として～

データ提供：法務省保護局

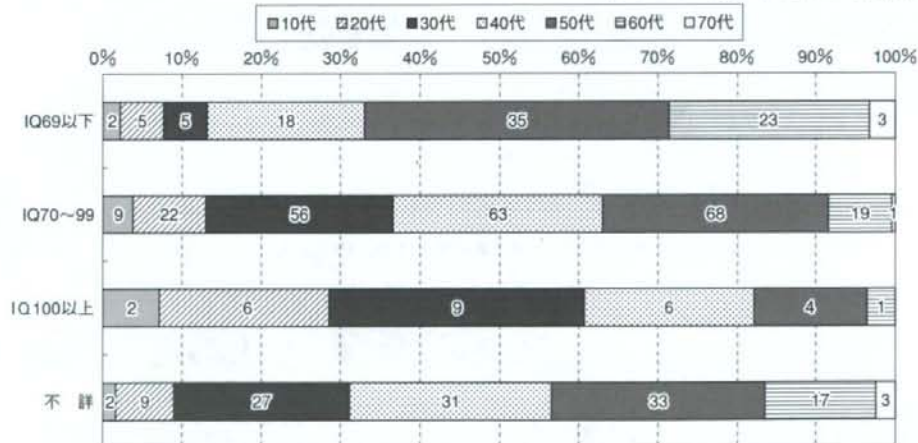
1 更生保護施設入所者の特性

(1) 人員



(2) 年齢構成

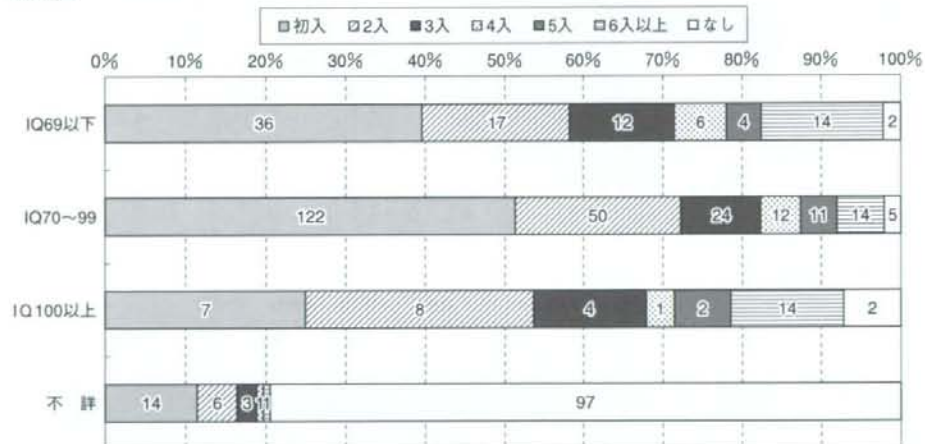
※棒グラフ中の数字は、人数（以下同様）。



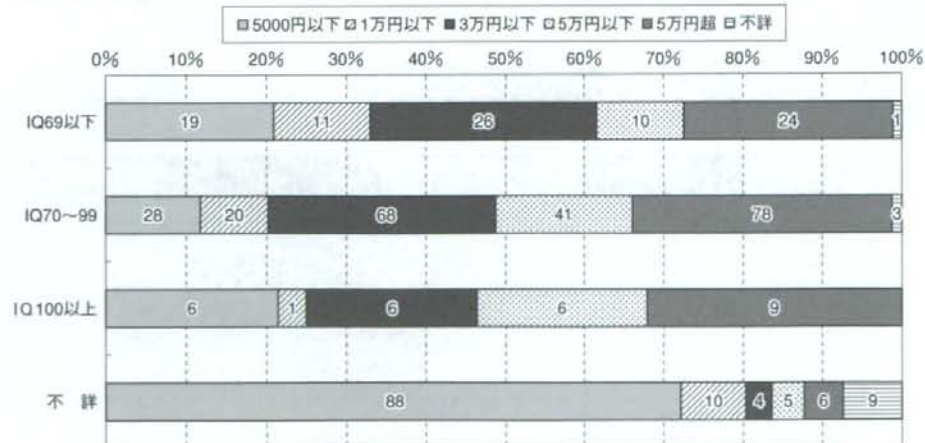
(3) 入所期間



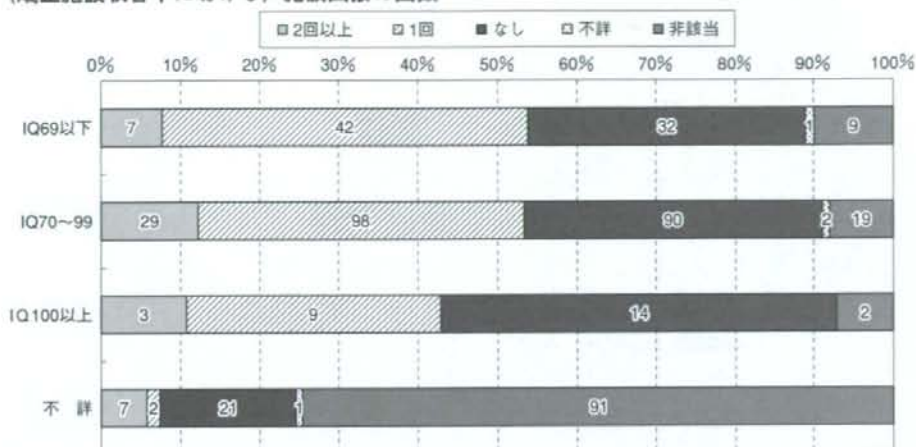
(4) 受刑歴



(5) 入所時の所持金



(6) (矯正施設収容中における) 施設面接の回数

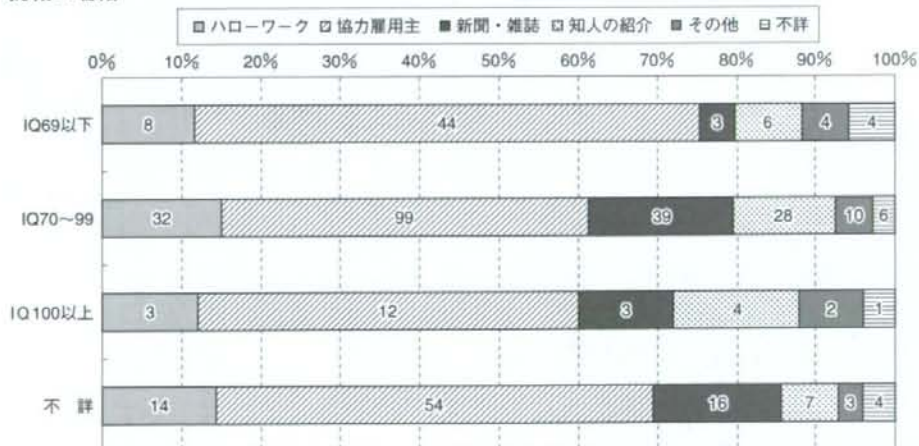


2 更生保護施設入所者の就労状況

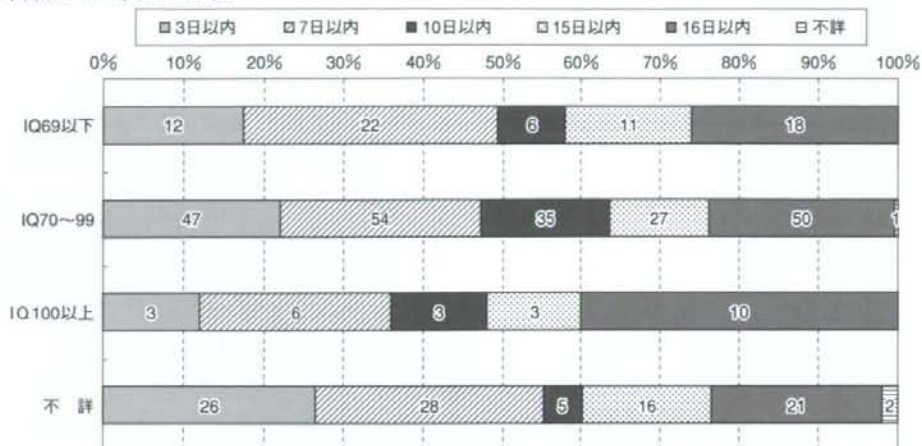
(1) 就職の状況



(2) 就職の端緒



(3) 就職までに要した日数



(4) 最初の就職における職種

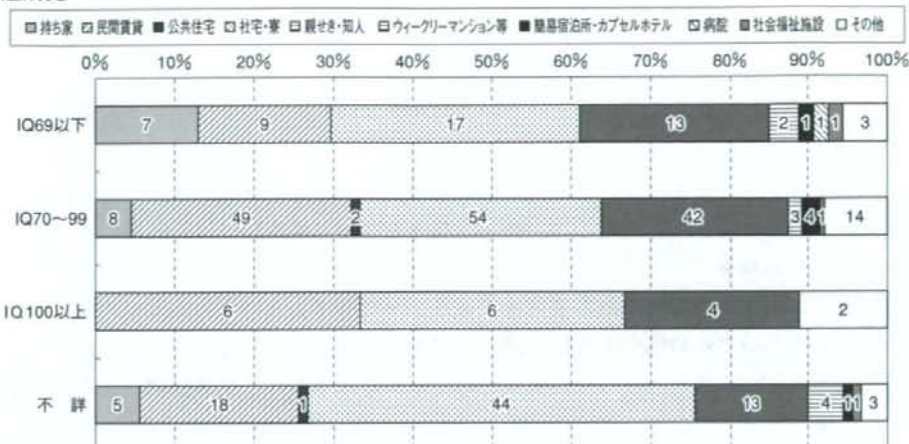


3 更生保護施設入所者の退所状況

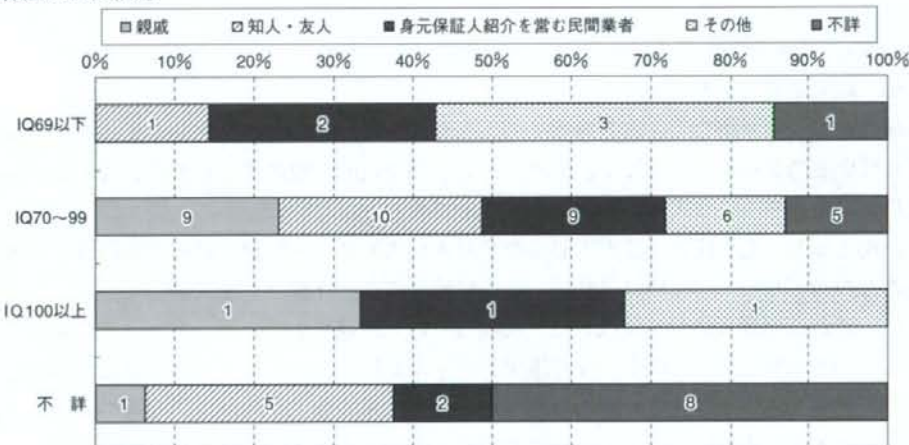
(1) 退所状況



(2) 退所先



(3) 保証人の依頼先



※退所先の不動産賃貸契約を締結する際に保証人が必要であった65名を対象

4 社会福祉と連携を図り、社会福祉施設に退所した事例

① 56歳男性Aさんの事例（IQ相当値78）

事件は、殺人及び銃刀法違反（懲役9年）。

平成18年8月7日、O刑務所を満期出所。両親が高齢で病院に入院していることから、頼るべき親族がなく、同日、保護観察所に更生緊急保護を申し出たが、更生保護施設に空き状況がなく、生まれ故郷であるF県I市の市役所に保護を申し出た。

その結果、同市役所保護課職員から、社会福祉施設を調整するまでの間、更生保護施設で保護をしてもらえないかとの依頼が保護観察所にあり、同市内にある更生保護施設C会で保護を行った。その後9月1日、救護施設に入所。

② 70歳男性Bさんの事例（IQ相当値53）

事件は、住居侵入、窃盗及び建造物侵入（懲役1年）。

平成17年12月16日、G刑務所を満期出所。頼るべき親族や友人がなく、同日、保護観察所に更生緊急保護を申し出、高齢者専用の更生保護施設T会に入所。本人は、高齢の上、緑内障を患っており、就労の見込みが立たなかったことから、社会福祉施設への入所を調整。更生保護施設職員が市役所と根気強く調整を重ねた結果、翌年5月2日、身体障害者2級の認定を受け、8月21日養護老人ホームに入所した。

(2) 更生保護施設における受け入れに関する統計調査結果（平成19年9月）

法務省保護局の協力を得て、平成18年度のサンプリング調査に加えて、同19年度においても同様の方法（9月中に全国の更生保護施設を退所した人を対象とした調査）により更生保護施設の受け入れ状況についての調査を行った。

その概要は「資料2」のとおりであり、以下のとおり平成18年度のサンプリング調査が裏付けられた結果でもある。

- ① おおむね刑務所入所者中の知的障害が推定される人たちの構成比とほぼ同様の受け入れ状況が結果的に認められる。
- ② 就労は多くが更生保護施設の協力事業所であり、ハローワークの公的支援にのせている場合は少ない。しかしいずれの場合も職種はほとんど単純技能労働である。
- ③ 罪名はほとんどが窃盗と詐欺（無銭飲食と考えられる）であり、生活困窮によるものが多いと推定される。
- ④ 更生保護施設内での問題行動は、個人あるいは集団生活の上でも特段に顕著な傾向は認められない。
- ⑤ 434人中、退去先が社会福祉施設であった事例は1人もない（平成19年度は1人いたが高齢、身体の障害を有した人であった）。
- ⑥ 地域支援移行を意図した、あるいはそのようなニーズに対応した計画的な受け入れや処遇がなされている結果の数字ではなく、現状においては比較的問題の生じにくい人々を知的障害の程度にかかわらず受け入れているということであろう。

言い換えると、更生保護施設が最終的な受け入れ場所となっており、その先は様々な退去先はあるものの、地域生活支援には移されずに単独での生活「自立」を余儀なくされている現状にある。言わば刑事司法が閉鎖系として機能していて、地域生活支援に繋がっていく出口がないまま再犯と刑務所への入出所を繰り返すサイクルが断てないということになる。更生保護施設の役割を考えるならば、このような現状から、更生保護施設が地域生活支援へのつなぎ、移行の機能を担う位置づけに変えていくことができるかどうかが課題であろう。

前記のヒアリング調査等から見ると、個々の事例として、限られた体制の中で地域支援につなぐ努力がなされているという状況はあるが、つなぐ見通しと、つなぐための支援メニューやスキル、それらの体制を欠いている現状では上記のような傾向にならざるを得ないといえる。

資料2 更生保護施設被保護者の特性等（平成19年9月に更生保護施設を退所した者437名を対象としたサンプル調査結果）

① 更生保護施設被保護者の年齢（知能指数・男女別）

知的指数	I Q49以下				I Q50台				I Q60台				I Q70以上				不祥				総計	
	男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		計		計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
10代	0	0%	0	0%	1	6%	1	2%	1	0	0%	5	8%	3	4%	2	1	3	3%	13	3%	
20代	1	5%	0	0%	0	0%	1	2%	1	1	4%	20	22%	2	10%	6	0	6	5%	31	7%	
30代	0	0%	0	0%	2	11%	0	0%	11	0	0%	59	63%	4	28%	21	1	22	19%	98	23%	
40代	2	10%	2	10%	3	17%	0	0%	13	0	0%	60	64%	4	28%	28	0	28	24%	110	25%	
50代	5	24%	4	22%	4	22%	12	24%	12	0	0%	51	52%	1	23%	36	1	37	32%	110	25%	
60代	9	48%	7	48%	7	39%	10	20%	10	0	0%	17	17%	0	7%	15	1	16	14%	60	14%	
70代	3	14%	1	6%	1	6%	2	4%	2	0	0%	1	1%	0	0%	4	1	5	4%	12	3%	
総計	20	100%	16	100%	18	100%	50	100%	51	100%	213	100%	227	100%	117	100%	434	100%				

② 更生保護施設被保護者の罪名（知能指数別）

罪 名	I Q49以下		I Q50台		I Q60台		I Q70以上		不 詳		総 計	
公務執行妨害	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
放火	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
住居侵入	0	0%	0	0%	2	4%	2	1%	1	1%	5	1%
文章偽造	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
わいせつ わいせつ物頒布	0	0%	0	0%	1	2%	2	1%	2	2%	5	1%
強制わいせつ 同致傷	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
殺人	0	0%	0	0%	1	2%	4	2%	3	3%	8	2%
傷害	0	0%	1	6%	1	2%	7	3%	2	2%	11	3%
傷害致死	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
暴行	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
業務上過失致死傷	0	0%	0	0%	1	2%	1	0%	0	0%	2	0%
脅迫	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%	0	0%	1	0%
窃盗	17	81%	13	72%	31	61%	126	55%	79	67%	266	61%
強盗	1	5%	2	11%	2	4%	4	2%	2	2%	11	3%
強盗致死傷	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	1	1%	2	0%
詐欺	1	5%	0	0%	3	6%	29	13%	7	6%	40	9%
恐喝	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	2	2%	3	1%
横領・背任	1	5%	0	0%	0	0%	4	2%	3	3%	8	2%
暴力行為等に関する法律	1	5%	0	0%	0	0%	0	0%	3	3%	4	1%
その他の刑法犯	0	0%	0	0%	3	6%	1	0%	1	1%	5	1%
銃刀法違反	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	1	1%	2	0%
麻薬及び向精神薬取締法	0	0%	0	0%	0	0%	3	1%	0	0%	3	1%
覚せい剤取締法	0	0%	1	6%	4	8%	26	11%	5	4%	36	8%
道路交通法	0	0%	0	0%	0	0%	7	3%	4	3%	11	3%
毒物及び劇物取締法	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
その他の刑法犯	0	0%	0	0%	1	2%	2	1%	2	2%	5	1%
ぐ犯	0	0%	1	6%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%
合計	21	100%	18	100%	51	100%	229	100%	118	100%	437	100%

③ 更生保護被保護者の就職状況（知能指数別）

就職の端緒	職種 (中分類)	I Q49以下		I Q50台		I Q60台		I Q70以上		不詳		総計	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
ハローワーク	サービス	0	0%	0	0%	1	2%	2	1%	1	1%	4	1%
	運輸	0	0%	0	0%	1	2%	1	0%	1	1%	3	1%
	技能	2	10%	3	17%	4	8%	21	9%	11	9%	41	9%
	事務	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
	専門	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	農林	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	1	1%	2	0%
	販売	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
	管理	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	2	10%	3	17%	6	12%	29	13%	14	12%	54	12%
協力雇用主	サービス	0	0%	1	6%	0	0%	1	0%	1	1%	3	1%
	運輸	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	技能	6	29%	6	33%	26	51%	90	39%	47	40%	175	40%
	事務	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	専門	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	農林	0	0%	0	0%	0	0%	3	1%	2	2%	5	1%
	販売	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	管理	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	6	29%	7	39%	26	51%	94	41%	50	42%	183	42%
新聞・雑誌	サービス	0	0%	0	0%	0	0%	6	3%	0	0%	6	1%
	運輸	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	1	1%	3	1%
	技能	0	0%	0	0%	5	10%	14	6%	4	3%	23	5%
	事務	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
	専門	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
	農林	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
	販売	0	0%	0	0%	1	2%	3	1%	1	1%	5	1%
	管理	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	0	0%	0	0%	6	12%	30	13%	6	5%	42	10%
知人の紹介	サービス	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%	0	0%	1	0%
	運輸	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
	技能	0	0%	0	0%	1	2%	14	6%	2	2%	17	4%
	事務	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
	専門	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	農林	0	0%	0	0%	0	0%	6	3%	0	0%	6	1%
	販売	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
	管理	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	0	0%	0	0%	2	4%	24	10%	2	2%	28	6%
その他	サービス	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
	運輸	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%	1	0%
	技能	3	14%	1	6%	2	4%	12	5%	5	4%	23	5%
	事務	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	専門	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	農林	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	販売	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
	管理	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	3	14%	1	6%	2	4%	15	7%	6	5%	27	6%
不詳	サービス	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	運輸	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
	技能	0	0%	1	6%	0	0%	5	2%	2	2%	8	2%
	事務	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	専門	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	農林	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	販売	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	管理	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%	1	0%
	計	0	0%	1	6%	0	0%	6	3%	3	3%	10	2%
就 労	11	52%	12	67%	42	82%	198	86%	81	69%	344	79%	
不 就 労	10	48%	6	33%	9	18%	31	14%	37	31%	93	21%	
計	21	100%	18	100%	51	100%	229	100%	118	100%	437	100%	

④ 被保護者の問題行動の発生状況（知能指数別）

① 無断外泊	I Q49以下		I Q50台		I Q60台		I Q70以上		不詳		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
有	4	19%	1	6%	4	8%	36	16%	21	18%	66	15%
無	17	81%	17	94%	47	92%	193	84%	97	82%	371	85%
総計	21	100%	18	100%	51	100%	229	100%	118	100%	437	100%

② 異常行動	I Q49以下		I Q50台		I Q60台		I Q70以上		不詳		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
有	0	0%	0	0%	1	2%	2	1%	4	3%	7	2%
無	21	100%	18	100%	50	98%	227	99%	114	97%	430	98%
総計	21	100%	18	100%	51	100%	229	100%	118	100%	437	100%

③ 職員への暴言	I Q49以下		I Q50台		I Q60台		I Q70以上		不詳		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
有	0	0%	1	6%	1	2%	6	3%	3	3%	11	3%
無	21	100%	17	94%	50	98%	223	97%	115	97%	426	97%
総計	21	100%	18	100%	51	100%	229	100%	118	100%	437	100%

④ 対人トラブル	I Q49以下		I Q50台		I Q60台		I Q70以上		不詳		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
有	1	5%	2	11%	2	4%	11	5%	6	5%	22	5%
無	20	95%	16	89%	49	96%	218	95%	112	95%	415	95%
総計	21	100%	18	100%	51	100%	229	100%	118	100%	437	100%